

【低未利用土地等確認書 交付の流れ】

適用条件の確認

- ・譲渡した者が個人であること
- ・低未利用土地等（都市計画区域内にある土地基本法第13条第4項に規定する低未利用土地（居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地）又は当該低未利用土地の上に存する権利）であること及び譲渡の後の当該低未利用土地等の利用について、市区町村長の確認がされたものの譲渡であること
- ・譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡であること
- ・当該個人がその年中に譲渡をした低未利用土地等の全部又は一部について法第33条から第33条の3まで、第36の2、第36条の5、第37条、第37条の4又は第37条の8に規定する特例措置の適用を受けないこと
- ・当該個人の配偶者等、当該個人と特別の関係がある者への譲渡でないこと
- ・低未利用土地等及び当該低未利用土地等とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡の対価の額の合計が500万円を超えないこと
- ・当該低未利用土地等の譲渡について所得税法第58条又は法第33条の4若しくは第34条から第35条の2までに規定する特例措置の適用を受けないこと
- ・一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡を当該前年又は前々年中にした場合において本特例措置の適用を受けていないこと

申請書の提出

交付申請に必要な書類及び確認事項等一覧表をご確認いただき、必要書類を市役所本庁2階釜石市総合政策課まで提出してください。

確認書の受領

提出された申請書を確認し、不備等が無い場合、確認書を郵送します。
通常、申請受付から確認書発行まで10日～2週間ほどかかりますので、余裕を持った申請をお願いします。
また、「低未利用土地等確認書」は、特例措置を確約する書類ではありませんのでご注意ください。
確認書が届きましたら、税務署等で確定申告をお願いします。

お問い合わせ先：釜石市総合政策課
電話：0193-27-8413